福祉社会と生涯学習

李　　義昭

An education to people has been emphatically done for the period from juvenile to adolescence in the system of public school education. It is because of the idea that it is useful thought improves energies of the society and the nation by the study of young peoples who will bear the next generation at vigorous time of the memory and physical strength, and raising an intellectual level. However, the enhancement of such school training is and there is actually interested doubt of inventing the feckless youth in study. The support of education is needed at each time of the life. That is, when it is adolescence, knowledge, the judgment, and creativity are saved, when it is late middle age, the problem is solved by exercising knowledge, the judgment, and creativity, when it is old age, arranges the experience and the knowledge that has been cultivated and reduces it, it is time in all. The university education owes the obligation to prepare an educational system to answer these requests, and to offer the system by operating it mutually, combining, and synergistic.

Key word: welfare society, lifelong study, exchange between generations

キーワード：福祉社会，生涯学習，世代間交流

はじめに

日本国憲法第 26 条 「すべて国民は，法律の定めるところにより，その能力に応じて，ひとしく教育を受ける権利を有する．すべて国民は，法律の定めるところにより，その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を

負ふ．義務教育は，これを無償とする．」

人々に対する教育は，学校教育という制度のもとに，年少期から青年期までの期間に重点的に行われてきた．また，行われている．それは，次代を担うであろう若者が，記憶力や体力の旺盛な時期に学習し，知的レベルを上げておくことが，社会や国家の活力を向上させていくのに有用であると考えられているからである．国民の教育レベルは，国力なのである．しかし，このような学校教育の充実が，現実には学習に興味を持たない，無気力な若者を生みだしているのではないかという疑念がある．ここでは，人々の学習や教育はどうあるべきであるのか．人生のどの時期に行われるべきなのか，活気に満ちた人生の前半なのか，円熟の後半なのか，また，どのような方法で行われるべきなのかを考える．特に，最高学府である大学はどうあるべきなのか，どのような教育システムを提供すべきなのかを提言したいと思う．

第１章　生涯学習

Ⅰ　フォールレポート

生涯教育の概念

フォールレポートに関して，ユネスコは生涯教育について「人間はその生涯にわたり，とりわけ周囲の環境の影響を通じ，また自らの行動や人生観，知識内容など経験する諸経験を通じ，学習と自己訓練を継続するのである．しかし，今日まで，このような自然的力動性が偶然性を超脱し，入念な計画となるような指示を与えることができた制度はほとんどなかった．特に，教授とは年少者のためのものであり，また学校で行われるものであるという先入観が，人々に対し一般に生涯教育を通常の教育の意味におい

て考えることを妨げたのである.」[1] としている．教育は人生の一定の時期，すなわち，学校教育において行われるものであるという思い込みが人々を生涯にわたって教育・学習させる制度の普及を遅らせてきたのである．本来，人々は生涯にわたって，教育を受け，学習を進めるべきである.「生涯教育の概念は，個人的視点ならびに社会的視点に立って教育課程のすべてをカバーするものとなっている．それはまず子供の教育を問題とする．そしてその子どもが，自分自身の人生を彼が送るに値するように生きてゆけるように援助するとともに，その本質の使命は，将来成人した時のために自立性と自己学習のさまざまな方式を身につけさせることにある．このようなあとになってからの学習は，成人のために発展されるべき広い範囲にわたる教育組織と文化的活動を要求している．これらの教育は，自ら多様な諸経験を通じて，自ら表現し，コミュニケートし，世界を問題にすることを学び，しかもますます自分を絶えず充実させる事を学ぶ人間のひとつの過程として考えられなくてはならない．人間は未完成の存在であり，絶えざる学習によって自らを充実させうる．教育は人生のあらゆる年齢において，また存在のあらゆる状況と環境のもとで行われるのである.」[2] 教育・学習は，子供の時期から始まり，人々がその結果としての成長に応じて，未完成な人生のすべてのステージにおいて，人々が自立し，人生を充実させる目的で行われるのである.

指導原理

委員会はその指導の原理に関して「すべての人は生涯を通じて学習を続けることが可能でなければならない．生涯教育という考え方は，学習社会の中心的思想である．生涯にわたるという考え方は，教育のあらゆる面を

1）ユネスコ教育開発国際委員会「未来の学習（Learning to be)」第一法規出版 昭和 51 年 1 月 25 日 p.171
2）「前書」p.172

カバーするものであり，すべてがそれに包含され，全体は部分の総和以上のものである．生涯教育はひとつの教育制度ではなく，ひとつの制度の全体の組織がその上に打ち立てられる基本原理である．その原理は，その組織を構成するそれぞれの部分の発展の基礎とならなければならない．」[3] としている．教育・学習は，それぞれの人々の人生の各ステージで行われるものであるから，生涯教育・生涯学習の指導原理は，そのすべてのステージにわたるものである．「教育は，各個人の必要と便宜性とに応じて，人間のあらゆる年齢階層において行わなければならない．各教育段階を通じて，教育の目的は個人的学習，自己教授および自己訓練を心に銘じて方向づけられなければならない．教育は学校という壁の中に閉じ込められていることをやめなければならない．現存するあらゆる種類の施設および社会的・経済的活動の多くの形態が教育の目的のために利用されなければならない．」[4] のである．

高等教育の多様化

大学などの高等教育については「高等教育の拡大は，ますます増大する個人と地域社会の必要に応じ得るように，多くの諸機関の幅の広い発展を目指すべきである．第三段階の教育制度の全体を通じて，組織構成，教育内容，入ってくる学生の種類が，きわめて広く多様化させなければならない．ますます増加し，多様化した学習者に真にふさわしい教育は，第三段階の教育諸機関における完全な多様化を要求している．このことは大学に対する伝統的な態度の変更を前提とする．」[5] としている．高等教育機関への要求は多様化してきているのであるから，大学などの教育機関も旧来の伝統的な体制にこだわることなく，個人や地域社会のニーズに対応できる

3）「前書」p.208
4）「前書」p.209
5）「前書」p.224

ようにならなければならない．「多様な種類の教育と職業の選択は，各個人の知識・能力・適正にのみ基づくべきであって，学校で知識と職業経験ないし個人的学習で得た経験とに上下の区別を設けて評価した結果であってはならない．試験は本質的に多様な条件のもとで出身の異なる各個人によって習得された技能を比較する手段として役立てるべきで，終点ではなく出発点のしるしである．学生の成績に関する真の評価は，一回だけの概括的試験によってではなく，学習過程全般を通じた彼の学習の全体的観察に基づくべきである．それは記憶された知識の量に対してはより少ない注意を，そして，推理力，批判力，批判的判断力，問題解決の熟達度という知的能力の発達により多くの注意を払うべきである．」[6] 教育や職業の選択は，その個人の知識・能力・個性などによって多様である．試験は，それら多様性を選別するものではなく，その知識や能力，個性を伸ばすためのものである．教育や職業の選択は，終わりではなく始まりなのである．「教育は，それが全体社会の一つの機能となるまで継続的に発展しつつある．したがって，ますます多くの人々が教育に参加すべきである．専門的な教師に加えて教師以外の職業から補助者や専門家が共に働くよう招致されるべきである．生徒や学生が他人を教えながら自分を教える」[7] としている．教育は，専門的な一部の人々が行うものではなく，教育と学習は，相互的なものである．ある人にとっての教育（人に物事を教えること）は，その人から学習（人から物事を教わっている）している事なのである．

Ⅱ　ドロールレポート

社会の鼓動

「生涯学習の理念は 21 世紀への枢要な鍵の一つとして浮上してきた．従来の学校教育と継続教育の区別の枠を超え，急速に変化している世界がも

6）「前書」p.227
7）「前書」p.240

たらす様々な問題に対処し得る．日常生活や職業生活の中で起こる新しい状況に対処するため，人々は再度教育の場に戻ってくることは必要である．人々がその必要を満たすために，いかに学ぶかを学ばなければならない．また，伝統的な生活形態の急速な変化によって，他者をよりよく理解し，世界全体をよりよく理解しなければならない．そのような，新しい必要性が生まれている．今日の世界で，最も欠如しているのは相互理解と平和な交流と，そして何よりも調和が求められる．他者とその歴史，伝統，価値観などに対する理解の増進，それに基づいた相互依存の高まりへの認識，将来の危機や問題に対する共通の分析をしたり，人々が協力したり，不可避な摩擦を知性と平和的な手段で解決できるような新たな精神を創造することである．情報社会の進展に伴ってデータや事実へのアクセスの機会が増えるにつれて，教育は個人個人に情報の取得，選別，整理，管理，使用などを可能にしてやらなければならない．教育は社会の変化に常に対応しなければならない，そして，人々の経験がもたらす成果や恩恵を無視できない．教育の量的拡大だけでなく質的要求の高まりの中で，教育政策は教育の高水準と公平という目的を達成させなければならない．」[8] これまでの生活の様式は，急速に変化をしており，人々が関わる世界は，急激に拡大している．われわれは，新しい生活と世界に適応していくために，他者を理解し，自身の再発見を行い，調和のある社会を築くために，人々は再度，教育の場に戻ってくる必要がある．

学習の四本柱

「教育は，知識万能型の文明に適応した．絶えず進歩し増加の一途をたどる知見やノウハウを伝達しなければならない．将来における技能や資格の基礎となるからである．また，教育は，洪水のような情報に人々が押しつ

8）ユネスコ 21 世紀教育国際委員会「学習：秘められた宝」株式会社ぎょうせい 1997 年 6 月 20 日 pp.13 ～ 15

ぶされないようにすると同時に，個人の完成や社会の発展目標を見失わないよう規範を見出し，示していかなければならない．教育は伝統的な要求である知識量を増大させるだけでは適切ではない．個々人が自らの知識や技能，あるいは意見を豊かに広げ，複雑で相互依存的な世界で適応できるよう，生涯を通じて学習する機会を得なければならない．教育が新たな使命に取り組むために，教育の四つ基本が再構築されなければならない．

a，知ることを学ぶ

十分に幅の広い一般教養をもちながら，特定の課題については深く学習する機会を得ながら「知ることを学ぶ」べきである．このことはまた，教育が生涯を通じて与えてくれるあらゆる可能性を利用することができるように，いかに学ぶかを学ぶことである．

b，なすことを学ぶ

単に職業上の技能や資格を取得するだけでなく，もっと広く，多様な状況に対処し，他者と共に働く能力を養うために「為すこと学ぶ」のである．このことはさらに，自分の生活する地域や国における個人的な社会経験や仕事の経験を通じて，あるいは学習や労働を相互に行う過程を通して，青少年がいかに行動するべきか，ということを意味する．

c，共に生きることを学ぶ

「共に生きることを学ぶ」ということは，一つの目的のために共に働き，人間関係の反目をいかに解決するかを学びながら，多様性の価値と相互理解と平和の精神に基づいて，他者を理解し，相互依存を評価することである．

d，人間として生きることを学ぶ

個人の人格を一層発展させ，自律心，判断力，責任感をもってことに当たることができるよう，「人間としていかに生きるかを学ぶ」のである．教育はそのために，記憶力，推理力，美的感覚，身体能力，コミュニケーシ

ョン能力といった個人の資質のどの側面をも無視してはならない.」[9] 人々は，知識を増やし，それを伝承し，社会に役立てる．教育は，これらを使命とするだけではなく，変化する世界に適応できるよう，人々が生涯を通じ，常にそれらにアクセスできる事を保証しなければならない．生涯を通じ，いかに学ぶかを学び，いかに行動するかを学び，いかに共に働き，いかに反目を解決するかを学ぶ，そして，人としていかに生きるべきかを学ぶのである．

生涯学習

「学習をする時間は人生のすべてを通じてでなければならず，習得すべき知識の分野は，他の分野と交錯し合い，互いを豊かにし合うものでなければならない．21 世紀を目前にして，教育はその形態も役割も実に多様化しており．幼少期から老齢期を通じて，人々に世界全体について，また，他者や自らについて生きた知識を習得させるすべての活動が教育である.」[10] 学習は，知識の習得のみではなく，それらの相互の関係や相乗を，そしてすべての年齢において，お互いに理解を深め，人生や世界のすべてについて習得することである．

「生涯学習は各個人にとって知識や技能を新たにし，行動のための判断力や能力を新たにする不断の過程であって，一人ひとりに自己を知り，自らを取りまく環境を知らしめ，彼らをして仕事の上や共同体の中で社会的役割をはたさせるものでなければならない．生涯学習は学校における学習と学外における学習とを結びつける物であり，内的資質の開発と新たな能力の取得である．生涯学習は努力を必要とするが，また発見の喜びをもたらす．個人の経験であると同時に，文化活動や仕事や市民生活などにおける

9）「前書」pp.66 ～ 76
10）「前書」p.77

多元的な社会関係を構成するものである」[11] 生涯にわたる学習は，人々の心も含めた豊かさに通じ，年齢を重ねるにつれての縦の豊かさ，そして，社会的広がりである横の豊かさへと通じている．

「学習期間が生涯期間と重なる時，学習の場も機会もまたいっそう多種多様となるはずであり，われわれの教育環境はこれまでになく変化に富んだ物になろうとしている．教育は学校の枠を超え，社会の構成要素としてのさまざまな人や組織の貢献から恩恵を受けようとしている．それぞれ異なった社会がそれぞれ異なった人や組織の中で応分の役割や機能を分担しているが，世界中のいたるところで，社会の教育的側面は同じ原理・原則のもとに再編成されようとしている．」[12] 教育は学校のみでなく社会へ，さまざまなところで教育が，行われるようになっている．

「理論と実践の相乗作用，いかに生きるかと他者といかに共生するかの相乗作用，種々の形態の教育や教育環境の相互補完性が可能かどうか，教育を施すということは，学校教育の枠を大きく超えるものであって，社会が要請する多様化に応えることであり，教育を受ける経験を多様化することである．学校や大学と他の代替的な形態の学習環境の間に，ダイナミックな相互関係が構築されなければならない．教育はすべての国民に関わるものとなる．教育施設が施す教育の積極的な参加者であるべきで，単なる受動的消費者であってはならない．人は様々な教育現場の中で学習でき，学習社会の中では，可能な限り教師と学習者の双方になることが望ましいのである．」[13] 教育と学習は相互に補完的であり，学生は教師から，教師は学生から，社会は学校から，学校は社会から，若者は高齢者から，高齢者は若者から相互に学ぶものであり，学ぶべきものである．教育を施すものは，教育を享受するものであり，教育を享受するものは，教育を施すものであ

11)「前書」pp.79 ～ 80
12)「前書」p.82
13)「前書」pp.86 ～ 87

るべきである．

Ⅲ　リカレント教育

「成人教育は，伝統的感覚で言うならば，訓練，再訓練，補習過程などあらゆる種類を含むインフォーマルな教育のタイプである．それには，例えば夜間学級とか，通信講座とか，就業中あるいは就業後の訓練，市民大学など多くのものがあり，大分部はパートタイム制である．これに対してリカレント教育は，フォーマルでむしろフルタイム制であり，さまざまな理由から中断した比較的初期の教育をやり直そうという大人のためのものである．ほとんどの成人教育とは対照的に，それは，より高い教育への接近も意味する．その結果として，成人教育が，それを変えることのいかなる方法もなしに現在の教育的構造にかかわるのに比して，リカレント教育は現存する教育の制度上・教育学上の構造に決定的な改革をもたらすものである．」[14] リカレント教育は，従来の成人教育のように，若年期の教育の補完や埋め合わせではなく，若年期から継続した，または再開された生涯期間にわたる教育である．

平等

「教育の膨大な拡張は，青年層のますますの教育の機会を与えたが，これは，特に 1950 年代中期の中等教育における教育上の爆発以来の実状である．このことは，さらに連続した世代間のギャップ，つまり，一方において 20 代後半と 30 代前半のギャップ，他方においてはもっと若い世代の間のギャップを広げた．リカレント教育の最初の役割は，成人層に初期に得られなかった教育の機会を与えることによって，このギャップを狭めることである．そのたの役割は，恒久的性格をもつものであり，学習の動機づ

14）OECD 編「生涯学習政策―リカレント教育・代償教育政策」株式会社ぎょうせい　昭和 49 年 p.25

けがいつも現在の学業年限に一致しないという事実と関係する．そのような動機づけは，生きている間に後から生じ得るし，また，種々の原因，例えば労働環境への挑戦や要求，経歴を積んでいく途中，貧困な教育がもたらした不利な条件の認識，今まで利用されなかった潜在的知性を開発したいという望み，あるいは単なる自己完成の手段としての知識に対する渇望などから生じる．」[15] リカレント教育は，若年期に得られなかった，または，中断されてしまった教育の機会を，再度与えることである．

職業的柔軟性

「リカレント教育の目的は，教育と社会・経済との間の効果的な関係を保障することである．教育は労働市場への入場券として機能する免状を与える．しかし，社会から要求される教育の型や，いろいろな職業に対して必要とされる多くの入場券について指示を与えるような労働市場から教育市場へのフードバックは少しもないといえる．現在の教育市場は，労働市場にみられる変化に対して柔軟性がないのである．この変化は，技術進歩の加速化につれ，著しく頻繁になっており職業構造を予想することの困難さは，深刻化している．リカレント教育は柔軟性のある制度の中に求められ，新技術を訓練するだけでなく，絶え間なく変化する技術に対応するために，不十分になった頭脳の再訓練をもねらいとしている．」[16] 教育は労働市場へ参加するための基礎的要件を成している．しかし，労働市場は絶えず変化しており，リカレント教育は，この変化に柔軟に対応することをねらいとしている．

統合

「義務教育人口の増加と義務教育後の教育人口の増加につれて，教育と人

15)「前書」pp.27 ～ 28
16)「前書」pp.28 ～ 29

間の他の活動分野の間，および個人の教育年限と積極的な労働生活との分化が重大な社会問題となっている．学校教育期間の増加につれて，多くの青年は個性を開発し，教育制度を離れる時までに一定の価値観を持つにいたるが，「積極的生活」に入って行くとき彼らが見出す価値は，教育期間中に形づくったものとは非常に違っている．この価値の２分化から生じる危険は，価値の間の衝突ではなく，ある制度が他の制度に対してますます無関係になること，青年と成人の間，管理するものと管理されるものとの間にギャップが生じることである．リカレント教育の潜在的な社会政治的効果は大きく，直接的で明らかな効果は，職業構造や職業予想の領域にある．教育が生活態度や個人の職業予想に与える影響は，職業経験の組み合わせによって，リカレント教育の与える再教育によって深く変わるであろう．」[17] 学校教育期間の価値観とそれ以降の労働生活における価値観の分化が起こっており，それら制度の関係がますます希薄なものとなってきている．リカレント教育による再教育は，希薄になった関係性を深めることとなる．

高等教育と成人教育

「高等教育は，いくつかの段階で各段階に相当する免許状あるいは学位を取得でときるような区切りを持ち，学生が様々な速度で様々な科目が学べるようなシステムに発展していかなければならない．このシステムの中で，リカレント教育に籍を置く職業経験を積んだ成人は，中等教育を終えてすぐにこのシステムに入ってくる学生とは当然違った期待を持つであろう．成人市民として，あるいは職業労働者として，彼らは，多くの若い学生たちより，はるかに自分たちの必要性にあったプログラムを要求する．そして，プログラムがどうあるべきか，制度がどのように運用されるべきかについての決定に積極的に参加することが，成人には重要である．」[18]「リカ

17)「前書」pp.29 ～ 30
18)「前書」p.35

レント教育と成人教育の理念は，相反するものではなく，関連すべきものである．互いに補完しあって役割を果たすのである．成人教育計画とリカレント教育の統合は，教育年限の概念とは矛盾しない．累積的に加算できる融通性のある単位が，明白な解答となる．各人には，一つ一つがはっきりと区切られ，しかも卒業証書や学位への踏み台となる様々な長さの教育単位の工夫が必要である」[19] リカレント教育によって，高等教育における若い学生のための従来のシステムが，学習により積極的に関わる，より多くの欲求のある成人市民の教育への参加を通じて大きく変更・工夫されることとなる．

第２章　我が国の生涯学習

Ⅰ　生涯教育

生涯教育の意義

昭和 56 年 6 月，中央教育審議会の答申は「人間は，その自然的，社会的，文化的環境とのかかわり合いの中で自己を形成していくものであるが，教育は，人間がその生涯を通じて資質・能力を伸ばし，主体的な成長・発達を続けていく上で重要な役割を担っている．　現代の社会では，我々は，あらゆる年齢層にわたり，学校はもとより，家庭，職場や地域社会における種々の教育機能を通じ，また，各種の情報や文化的事象の影響の下に，知識・技術を習得し，情操を培い，心身の健康を保持・増進するなど，自己の形成と生活の向上とに必要な事柄を学ぶのである．したがって，今後の教育の在り方を検討するに当たっては，人々の生涯の各時期における人間形成上及び生活上の課題と，社会の各分野における多様な教育機能とを考慮に入れることが必要である．今日，変化の激しい社会にあって，人々

19)「前書」p.37

は，自己の充実・啓発や生活の向上のため，適切かつ豊かな学習の機会を求めている．これらの学習は，各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり，必要に応じ，自己に適した手段・方法は，これを自ら選んで，生涯を通じて行うものである．その意味では，これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい．この生涯学習のために，自ら学習する意欲と能力を養い，社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である．言い換えれば，生涯教育とは，国民の一人一人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために，教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である．また，我が国には，個人が人生の比較的早い時期に得た学歴を社会がややもすれば過大に評価する，いわゆる学歴偏重の社会的風潮があり，そのため過度の受験競争をもたらすなど，教育はもとより社会の諸分野に種々のひずみを生じている．今後，このような傾向を改め，広く社会全体が生涯教育の考え方に立って，人々の生涯を通ずる自己向上の努力を尊び，それを正当に評価する，いわゆる学習社会の方向を目指すことが望まれる．」[20] としている．学習は人生の特定の時期に行われるのではなく，人々の生涯にわたって行われるのであるから，社会が提供する教育においても，人生の比較的早い時期である学齢期にのみ提供するのではなく，人生のすべての時期に提供されるべきである．この考え方は，平成18年の教育基本法の改正において「第三条　国民一人一人が，自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない．」（生涯学習の理念）として新設されている．

20）中央教育審議会「生涯教育について」第26回答申（昭和56年6月11日）第1章-1

家庭教育

答申は家庭教育に関して「一般に社会とのつながりの弱さや，子供に対する過保護，しつけの不足などが指摘されている．このため，今後生涯教育の基盤としての子供の性格と態度の形成にかかわる親をはじめとした家族の努力が期待されるとともに，行政施策の面でも家庭教育への適切な援助が求められている．また，家庭が各人の人間形成や精神的充足の上に持つ影響は，成人や高齢者にとっても大きい．このため，家族相互の温かい心の触れ合いや，信頼と尊敬あるいは人格の陶冶（や）など家庭の教育機能の充実が望まれる．」[21] としている．家庭内における人々のコミュニケーション不足が，子供たちばかりでなく，大人やお年寄りにまで，人の成長や心の安定に影響を及ぼしているのである．「子供は，家族の愛情の下に教育され，自らも家族の一員としての種々の役割を果たしながら成長を遂げていく．そして，親たちも複雑・困難な社会的環境条件の下で子供の教育に取り組み，努力している．最近の傾向を見ると，社会の都市化，核家族化や家庭における子供の数の減少などの状況の下で，兄弟姉妹あるいは世代相互間の接触による家庭内での陶冶の機会は少なく，子供にとって家族とのかかわりは狭いものとなり，親も子供に対し，ややもすると過保護や過度の干渉に陥りがちである．また，一般に親の子供に対する関心は，知的な教育，特に進学の問題が中心となり，基本的な生活習慣のしつけ，社会性や自制心の涵養などの面での家庭の本来的な役割が必ずしも十分果たされているとは言い難い．」[22] 社会環境の変化により，従来の家庭教育の手法では対応が難しく，新たな配慮が必要になってきているのである．「成人として自立するまでの青年期にある者は，家庭ばかりでなく，教師，友人，マスコミその他社会全般の影響を強く受けつつ，また，数々の成功や失敗，幸福や不幸の体験を積み重ねながら，次第に自己を確立し，その能力や個

21)「前答申」第2章-2-(1)-ア
22)「前答申」第3章-2-(1)

性に基づいて自立して行動するようになる．この時期において，幾多の試練を経て，青年が自己を確立していく過程を周囲が愛情をもって見守り，これを励ますように配慮することが大切である．また，青年は，その成長の過程で相談相手や心のよりどころを求めているのであり，親の適切な指導・助言は大きな指針となり，また，心の支えとなるものである．」[23] とくに，青年期は様々な体験や多様な人々との交流が人を成長させ，人生の先達の配慮や助言が，人を大きく成長させ，自立させるのである．

高等教育の開放

答申は成人期教育に関して「我が国には，成人のための学習の場として，大学等の諸学校をはじめ，各種の社会教育施設や職業訓練機関，企業内教育や民間の教育・文化事業など様々なものがある．しかし，これらの教育機能には，成人の学習要求の多様化，高度化あるいはその学習上の時間的・経済的制約に対応して，なお吟味・改善の余地があり，今後，生涯教育の推進の観点から，これらの教育機能相互の連携・協力や地域社会との関連性も重視しつつ，その整備・充実を図ることが肝要である．」[24] 成人のための学習の場は各種・さまざまあるが，時代の要請はさらなる充実であり，人々のニーズに対応したサービスの提供である．「我が国においては，従来から大学，短期大学等の高等教育機関は，主として高等学校から直接進学する者を受け入れており，成人に対する開放は必ずしも十分ではなかった．制度の面では，既に聴講生・研究生制度や別科・専攻科，夜間制・通信制・昼夜開講制，大学公開講座など，かなりの方途が講じられており，また，最近では，成人を受け入れる努力が一部の大学の学部や大学院でなされつつある．しかし，高等教育機関全体としては，これらに対する取り組みは少なく，また，社会的にも十分利用されるには至っていない．今後は，生

23)「前答申」第３章-2-(3)
24)「前答申」第４章-1

涯教育の観点から高等教育の機能をより積極的に成人に対して開放し，実生活を経験した者が必要に応じて大学等に入学できるようにすることが望まれる．

また，大学等と社会とのつながりをより深め，社会の優れた人材を教員や研究員等として迎え入れることを大学等は検討すべきであろう．」[25] 大学を筆頭とする高等教育機関は，従来は人生の比較的早い時期である高等学校修了者を主に，その受け入れの対象としてきたが，これからは，高等教育機関がもつ，施設・教職員などハードもソフトも開放する必要がある．さらには，社会の優れた成人人材を教育に生かせる方策が必要である．

大学教育の開放

答申は大学教育に関して「大学の正規の課程を成人に開放するための具体的方策としては，学士入学などの編入学を含め，昼間学部への正規の学生としての受入れの拡大のほか，昼夜開講制，大学通信教育，放送大学など開放型の制度の拡充や，成人の学習も考慮した多様な教育課程の編成などが必要である．また，成人の大学での修学を容易にするため，他の教育機関において修得した単位の認定や単位の累積加算，あるいは成人の学力を考慮した入学者選抜方法及び入学後の学習評価の多様化を図ることや，社会経験を評価に加えることなども検討の余地がある．」[26] 高等教育機関である大学は，既存のシステムだけでなく，新たに成人が生涯教育を受けることを促進する方策を講じる必要がある．「一方，正規の課程以外の開放の形態としては，聴講生・研究生の制度や大学公開講座があるが，これらは大学に余裕があり，正規の教育に支障がない場合に実施されるのが現状である．したがって，これらを大学が教育活動の一環として取り入れ得るように諸条件の整備を進めなくてはならない．このうち，聴講生・研究生の

25)「前答申」第4章-2-(1)
26)「前答申」第4章-2-(2)-1)

制度は，学習条件に制約の多い成人の教育のための機会として，これに対する期待は大きい．また，大学の公開講座は，地域社会での生涯教育を進める上で効果的な企てであり，逐次その推進が図られている．加えて，一部の国立大学では公開講座等の事業を推進するため，「大学教育開放センター」を設置するなどの試みも行われている．今後，更に地域住民の学習要求を把握しつつ，意欲的に公開講座の拡充を図り，大学の開放性を高めることが期待される．」[27] 大学が成人に教育を提供し，そのキャリアアップに貢献する場合，選別的な受け入れから，大学のシステムとして恒常的な受け入れの態勢と組織的変更が必要である．

高齢期の学習

答申は高齢期の学習に関して「高齢者も，寿命の延長に伴う自由時間の増大などにより，多くの文化的な要求を持ち，また，様々な生活課題に直面しており，これに応ずる学習活動のための場の整備など各種の施策が求められている．この場合において，特に高齢者の個人差の大きいことや，今後における高齢者の生活意識や価値観の変化などを十分考慮に入れる必要があろう．また，高齢化社会を迎えて，単に高齢者ばかりでなく，一般国民も種々の機会を通じて高齢期についての理解を深めることが必要であり，学校教育においても，従来にもまして，人間の生命や老化に関する正しい知識と，生と死の尊厳に対する認識を深めるなどの配慮が望まれる．」[28] 人々の退職以降の時間は，大幅に伸びており，彼らの学習活動は，本人の老後の人生を豊かにするだけでなく，一般の人々が高齢期を理解することによって，人生を豊かなものにする．とくに，学校教育において生命や老化，生と死について考察することは，若者の人生を豊かなものにする．「高齢者の希望や地域の状況等に即し，学習内容・方法の面でも適切，多様な

27)「前答申」第4章-2-(2)-2)
28)「前答申」第5章-1

対応が望まれる．その際，実践的，活動的な方法を採用したり，異なる世代との接触・交流や各人の生活課題を重視したりするなどして，自主的な参加意欲を満たし，学習効果を高めるような工夫が大切である．また，自己の学習成果を活用して，自ら指導者としての役割を果たすことは，高齢者の学習の動機づけや学習効果を高めるものであると考えられる．」[29] 高齢者の学習に対する欲求は多種多様であり，家庭内におけるコミュニケーションの不足を異世代間の交流を通じて埋め合わせることは，高齢者の学習意欲を高め，老後を豊かにするだけでなく，一般の人々や若者の生きざまにも豊かさをもたらす．「流動する現代社会の中にあって，高齢者が充実した生活を送るために，自ら進んで学習活動や社会的活動を続け，あるいは瞑（めい）想や思索に意義を見いだすなど，主体的に生きる姿勢が大切である．また，国民一人一人が，高齢化社会の急速な進展を迎え，高齢期をひかえてその生き方を自ら考え，それに対して備えることの必要性を自ら認識することが重要である．人間がその生涯を通じて，科学，芸術，宗教など人生とかかわる根源的な諸問題を学習・探究し，自己自身を深めることによって価値ある生涯を送ることにこそ生涯学習の意義があり，このような学習を可能にすることが生涯教育の理想とするところである．」[30] 高齢者が学習活動に参加することは，高齢化社会を迎え，高齢期にどのように過ごしていくのかを深く考え，価値ある生涯を送ることに通じる．

Ⅱ　生涯学習

生涯学習の必要性と重要性

中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（答申）において「経済の発展に加え，科学技術の高度化，情報化，少子高齢化等の進行を背景として，人々は，物質的な豊かさに加え，精神的な面

29)「前答申」第５章-2-(2)
30)「前答申」第５章-4

での豊かさを求め，生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごし，その中でそれぞれの自己実現を図ることを求めている．人々は自己の充実・啓発や生活の向上のため，多様な学習の機会を求めており，国民一人一人がその生涯にわたって，あらゆる機会に，あらゆる場所において学習することができ，また，その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められている．学習には各個人がその興味や関心に基づき，自らを深めるために行う個人的な活動としての側面があるが，このような国民の学習活動を促進することは，国民一人一人が，充実した心豊かな生活を送り，また，職業生活に必要な知識・情報・技術等を習得・更新することにより経済的にも豊かな生活を送ることを可能とするものである．同時に，このことは社会を支え発展させることができる国民一人一人の能力を向上させることにつながるものであり，これは，ひいては社会全体の活性化を図り，我が国の持続的発展に資するものである．我が国の現状及び将来を見据えると，生涯学習社会の実現の必要性・重要性がますます高まっているといえる．」[31] 経済の発展・科学技術に高度化など社会環境の変化によって，人々が求める豊かさは，物質的・精神的・健康的と広範になってきている．このような広範な豊かさを実現することは，結果として人々の能力を向上させ，社会全体の活性化に資することとなる．「21 世紀は，著しく急速な科学技術の高度化や情報化等により，新しい知識が，政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で基盤となり重要性を増す．グローバル化の中では，自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共存し，多様性を受容することや，自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深めること等を学んでいくことも必要となる．国民一人一人がそのような変化に対応できることは，自己の充実・啓発のためのみならず，変化する国際社会にあって我が国及び我が国の国民が確固たる地位を占めていくことに資すること

31）中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について（答申）」平成 20 年 2 月 19 日 p.3

になる．特に，近年指摘されている国民の経済的な格差の問題や非正規雇用の増加等の問題を考慮すれば，各個人が社会の変化に応じ，生涯にわたり職業能力や就業能力（エンプロイアビリティ）を持ち，社会生活を営んでいく上で必要な知識・技能等を習得・更新し，それぞれの持つ資質や能力を伸長することができるよう，国民一人一人が必要に応じて学び続けることができる環境づくりが急務となっている．その場合，学習機会が等しく提供され得るよう各種の支援方策を含めた配慮が求められる．」[32] 政治・経済・文化など社会のあらゆる領域がグローバル化され，私たちは異なる歴史や文化を持った人々との共生が必要になってきている．人々が社会の変化に対応して，その知識や技能を変革していくことは，それぞれの生きてゆく能力を高めることとなるから，人々が，自らの資質を向上させるための学習機会の平等な提供は必要であり，重要である．「近年，地球規模の様々な課題が深刻化する中，世界的にも「持続可能な社会」の構築が求められており，そのような社会を構築するための教育の必要性・重要性も国際社会で提唱され，国連において「持続可能な発展のための教育の 10 年（DESD：Decade for Education of Sustainable Development）」が推進されているところである．持続可能な社会では，各個人が社会の構成員として，人間・社会・環境・経済の共生を目指し，生産・消費や創造・活用のバランス感覚を持ちながら，それぞれが社会で責任を果たし，社会全体の活力を持続させようとする「循環型社会」への転換が求められる．したがって，各個人が，自らのニーズに基づき学習した成果を社会に還元し，社会全体の持続的な教育力の向上に貢献するといった「知の循環型社会」を構築することは，持続可能な社会の基盤となり，その構築にも貢献するものと考えられる．」[33] 世界が，人類が，有限な資源の中で，これまでのような浪費型社会を脱し，資源を循環的に利用し，持続可能な世界・社会を創

32）「前答申」p.4
33）「前答申」p.5

っていくことが時代の要請であるように，人類・人々がもつ知識や技術が水平的にも，垂直的にも教育・伝授され，学習される，人類の資産である「知」が上の世代から下の世代へと循環的に学習されていく事が必要である．「国民一人一人の学習活動を促進するためには，各個人の学習成果が社会全体で幅広く通用し，評価され，活用できることが重要であり，そのためには学習成果を適切に評価する仕組みの構築が必要である．学習意欲を高めるためのみならず学習の成果を幅広く生かす観点から，学習成果を社会で通用させるシステムの必要性等の提言がなされている．さらに，改正教育基本法第３条の「生涯学習の理念」においては，生涯学習の成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」[34)] と，生涯学習の成果について新たに規定が設けられた．私たちは，その学んだ事を確認し，自身が発展していることを確信しなければならない．そして，学習したことが役立っているという実感が必要である．その実感が人への伝承の意欲として現れるのである．「生涯にわたって行う学習活動を支援する際には，その前提として，学校教育外で各個人が行う学習は強制されるものではなく，その自発的な意思に基づくものであることを踏まえる必要がある．しかしながら，個々の学習活動を選択するのは各個人の意思であっても，国及び地方公共団体等の行政が限られた財政的・人的資源を投入して生涯学習を振興するための施策を講ずるに当たっては，我が国の社会全体の知識基盤を強固にするという観点や，社会や地域からの要請をも踏まえて，重点的に国民の学ぶ意欲を支えていくという視点が必要である．個人が，生涯を通じて働くことを可能とする能力やそれを支える意欲等，変化の激しい社会において自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力を身に付けることを支援するという視点や，それがひいては，我が国社会の知識基盤を強固なものとする視点を持つことが重要であ

34)「前答申」p.11

る．行政が生涯学習を振興する目的や対象をより明確にし，そのための学習機会の充実を図り，さらには，それらの学習活動の成果が適切に評価・活用されることを可能とすること等により，より一層国民の学習活動を促進し，その成果が社会で発揮される生涯学習社会を実現することが重要である.」[35] 個人が自らの意思で，自己の選択と自由意思に基づいて学習が始まるからといって，学習の果実は本人に帰属するだけではなく，その成果は社会や国家に貢献する事を忘れてはならない.

多様な学習機会

答申は多様な学習機会の提供と再チャレンジが可能な環境の整備に関して「我が国においては，「個人の要望」や「社会の要請」に応じて，国民が必要とする力を身に付けるために必要な学習機会が提供され，人々の学習が円滑に行われることが必要である．その際には，生涯学習の理念の下，国民一人一人が生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら人生を設計していくことができるよう，いつでも「学び直し」や新たな学びへの挑戦，さらにはそれらにより得られた学習成果を生かすことが可能な環境整備を行うことが重要である．このような学習機会については，各個人が自己の充実・啓発等のために求める学習機会について環境が整備されていることが望まれるとともに，実社会のニーズに応じた多様な内容等，社会の要請が強い分野等についても学習機会が提供されることが重要である.」[36] としている．人々が学びたいと思ったときに，学べる環境，そんな生涯学習の機会が提供される事が必要である．それは，本人の欲するところの学習であり，社会のニーズに合致している教育であることが望ましい.「住民の地域社会への貢献やコミュニティづくりへの意識を高め，地域独自の課題や公共の課題に対応するなど，民間事業者等によっては提供されにくい

35)「前答申」p.8
36)「前答申」p.10

分野の学習を支援するため，公民館，図書館，博物館，青少年教育施設，女性教育施設等の社会教育施設の機能強化が望まれる．例えば，住民の主体的な地域課題への取組や，社会の要請が高い分野の学習，家庭教育に関する学習等を行う学習拠点として位置付け，またその際には情報通信技術を活用するなどし，地域社会における課題解決の機能を総合的に確保することが重要である．特に成人の学習支援においては，各個人が住む地域の課題への対応のほか，職業生活上の課題への対応として各個人の職業能力や就業能力（エンプロイアビリティ）を向上させるためのニーズに応える必要があることから，専修学校と職業訓練校との制度的な役割分担を踏まえつつ，職業能力開発行政と連携した行政による機会の提供等も重要である．」[37] 生涯学習の機会が，その内容によっては市場では提供されにくい場合がある．そのような地域住民の生活や問題解決的な課題に対しては，地域に存在する教育施設や教育機関を拠点として，行政も含めた地域住民がその学習機会を提供する必要がある．「国民の学習を支援していく上では，学習機会の整備のみならず，学習への需要と供給のマッチングを図るための支援を行うことも重要である．就業・起業やボランティア活動・社会参加等の新たなチャレンジをしようとする人に対し，地域や社会・産業界のニーズを具体的に把握，明確化し，キャリア形成支援を含めた学習相談を行うとともに，必要な知識等が習得できる学習機会を民間団体等の協力を得つつ社会教育施設等において提供する等，学習相談から学習成果の活用までを一貫して支援する学習支援システム（ワンストップサービス）を構築することが有効である．その際には，産業界・大学・専修学校・NPO 等の民間団体や首長部局の労働行政担当等との連携，また，学習活動を行う上で，産業界・大学・専修学校・NPO 等の民間団体等が連携して，キャリアアップ等に資する学習コンテンツの提供や学習相談を行い，学習活動を

37)「前答申」p.19

推進する地域の基盤（「生涯学習プラットフォーム」）の形成が図られることが期待される．このような生涯学習プラットフォームでは，地域の産・学・官・市民が相互に乗り入れることができ，地域の課題を共有することが容易となる．その際，時間や場所等による制約を解消するため，インターネット等の情報通信技術を活用することが有効である．」[38] また，これら学習機会の提供は，人々が自らの課題を見つけ，それを解決できる教育にアプローチしていくことが本来であるが，その学習の需要と教育の供給が，産業界・大学を含めた教育機関の協力によって，効率的にマッチング（均衡）されるのであれば，それに越したことはない．「従来企業内で行われてきた個人の能力開発について，「会社主導から自助努力へ」という傾向が中小企業を中心に強くなっていることや，非正規社員の学習機会が少ないことを踏まえ，また，出産・子育て後の女性や働き盛り世代の再就職・キャリアアップのための学びの需要に応えるため，地域のニーズに応じて社会教育施設等において提供される学習プログラムや学習相談の機会を，情報通信技術も活用しつつ，広く提供するような取組を支援することが重要である．この際，域内の職業能力開発施設と連携することは重要である．また，社会教育施設・大学・専修学校・企業・NPO 等において，社会人のキャリアアップや地域活動への参加に役立つ実践的な教育プログラムを共同で開発し，このような教育プログラムの学習成果が広域的に通用し活用されるよう，その普及を図ることも重要である．」[39] 個人の能力を開発するための学習の機会も，その学習の成果が本人のみならず，社会の豊かさへ貢献するとする観点から，当然，個人の能力を高めるキャリアアップのための学習機会の提供であっても，それらは広く提供されることが望ましい．「生涯学習の振興においては，学習機会の充実を図ることのみならず，各個人がその学習の成果を生かすことができる社会の実現が求められている．

38)「前答申」p.20
39)「前答申」p.21

学習成果の活用は，職業生活や社会における多様な活動において行われるものであるが，社会全体の教育力向上の観点からも，各個人が学習した成果を地域社会における様々な教育活動に生かすことが期待されている．具体的には，地域全体による様々な学校支援活動や放課後対策，家庭教育支援等が考えられる．例えば，いったん家庭に入った女性が学習活動や地域活動等により再び社会参画することは社会の活性化にもつながるものである．また，今後は特に，定年を迎える団塊世代に協力を求め，その力を有効に活用する方策を検討することが必要である．このような各個人の学習成果の社会への還元を促進するため，学習成果が社会的活動として生かされることを通じて，新たな学習機会へのインセンティブが得られるなど，個人の学習活動と地域社会の教育活動の循環につながる具体的な取組等について支援することが考えられる．」[40] 学習機会を提供し，充実させるだけでなく，その成果が社会や生き方において，有用なものになることが必要である．それは，社会への新たな貢献と還元へと通ずる．「平成 19 年に改正された学校教育法により，大学等が社会人等を対象とした課程（教育プログラム）を修了した者に対して証明書を交付することができる履修証明制度が導入されており，その活用を図ることが重要である．企業の現場や教育機関等で実践的な職業訓練等を受け，修了証等を得て，これらを就職活動等の職業キャリア形成に活用する「ジョブ・カード制度」が平成 20 年度から開始されることとなっている．ジョブ・カードは履修証明制度によって交付される履修証明書等のほか，自分の職歴や教育訓練歴，取得資格等に加え，多種多様な学習成果の情報を一体的にまとめたものの総称である．各個人が自らの学習成果を生かして就業につなげるなど，本制度の積極的な活用が望まれるため，官民協力の下，同制度を広く普及させていくことが重要である．」[41] 履修証明制度，いわゆる履修プログラムやジョブ・

40）「前答申」p.22
41）「前答申」p.22

カード制度の活用によって，幅広くキャリア形成に資するべきである．

第 3 章　大学内世代間交流

Ⅰ　大学教育

改正教育基本法第 7 条「大学は，学術の中心として，高い教養と専門的能力を培うとともに，深く真理を探究して新たな知見を創造し，これらの成果を広く社会に提供することにより，社会の発展に寄与するものとする．」大学教育は，従来人生の比較的早い時期である高等学校修了者を受け入れ，絶えず進歩し増加する知見やノウハウを伝達し，将来における技能や資格の基礎を形成させてきた．また，大学教育は，洪水のような情報に人々が押しつぶされないように，個人の完成や社会の発展目標を見失わないよう規範を見出し示してきた．大学教育は伝統的な要求である知識量を増大させ，個々人が自らの知識や技能，あるいは意見を豊かに広げ，複雑な世界で適応できるようしてきた．このような大学教育を通じて，労働市場への入場券として機能する免状（卒業証書・資格）を与えてきた．しかし，これら青年層への教育機会の膨大な提供が，教育の恩恵における世代間のギャップを生み，また，若者同士の世代間におけるギャップも生んでいる．さらには，学校教育期間の価値観とそれ以降の労働生活における価値観の分化が起こっており，それら制度の関係がますます希薄なものとなってきているのである．

世界は急速に変化しており，様々な問題，日常生活や職業生活の中に新しい状況が起こっている．これらに対処するため，従来の学校教育と継続教育の区別の枠を超え，人々は再度教育の場に戻ってくることは必要である．このような場合，教育・学習は，子供の時期から始まり，人々がその結果としての成長に応じて，未完成な人生のすべてのステージにおいて，人々が自立し人生を充実させる目的で教育が行われなければならないので

ある．大学教育では，旧来の伝統的な体制にこだわることなく，個人や地域社会のニーズに対応できるようにしならなければならない．教育や職業の選択は，その個人の知識・能力・個性などによって多様であるので，大学における試験は多様性を選別するものではなく，知識や能力，個性を伸ばすためのものでなければならない．すなわち，教育や職業の選択は終わりではなく始まりなのである．また，教育は，専門的な一部の人々が行うものではなく，教育と学習は，相互的なものであり，ある人にとっての教育（人に物事を教えること）は，その人から学習（人から物事を教わっている）している事となる．

就職・結婚・子どもの成長・退職，人生を 90 年とすれば，老後には 30 年近い年月が残されており，さらなる人生設計が可能である．しかし，一方で，子どもの成長は，子どもが巣立っていくという人間関係の喪失を意味する．退職もまた，仕事仲間との別れであり，人間関係の喪失である．高齢化による「人間関係の喪失」を埋め合わせ，高齢者の活力を大学での教育機会は地域社会に活用することができる．今日，人々の退職以降の時間は，大幅に伸びており，彼らの学習活動は，本人の老後の人生を豊かにするだけでなく，一般の人々が高齢期の意味を理解することによって，その人の人生をも豊かなものにするのである．とくに，学校教育において生命や老化，生と死について考察することは，若者の人生を豊かなものにする．なお，高齢者の学習に対する欲求は多種多様であるが，家庭内におけるコミュニケーションの不足は，異世代間（若い学生と高齢な学生）の交流を通じて，高齢者の学習意欲を高め，老後を豊かにするだけでなく，一般の人々や若者の生きざまにも豊かさをもたらす．高齢者が学習活動に参加することは，高齢化社会を迎え，高齢期にどのように過ごしていくのかを深く考え，価値ある生涯を送ることに通じる．

今日の世界で，最も欠如しているのは相互理解と平和な交流である．そして何よりも求められるのは調和である．他者をよりよく理解し，世界全

体をよりよく理解しなければならない．他者と自身の歴史や伝統，そして価値観などに対する理解を深め，推し進めていくこと，自己と他者の理解に基づいた相互依存の高まりを認識すること，人々の将来の危機や問題に対する共通の分析と確認をし，人々が協力し新たな創造を行う．さらに，国家や社会，地域や個人間で起こる，様々な摩擦を知性と平和的な手段で解決できるような新たな精神を創造することが求められる．われわれは，新しい生活と世界に適応していくために，他者を理解し，自身の再発見を行う必要がある．調和のある社会を築くため，大学教育は，人々の再度の教育を通じ，その場を提供することに貢献できる・貢献する必要がある．

Ⅱ　大学における生涯教育

職業経験や社会経験を積んできた人々は，人生の比較的早い時期である高等学校を終えてすぐに，この大学の教育システムに入って来た学生とは当然違った期待を持もっているであろう．人生の経験者，あるいは職業的経験を多く持った人々は，多くの若い学生たちより，はるかに自分たちの必要性にあった教育プログラムを要求してくる．そして，教育プログラムがどうあるべきか，大学の教育制度がどのように運用されるべきかについての決定に積極的に参加することであろう．大学教育における若い学生のための従来のシステムが，学習により積極的に関わる，より多くの欲求のある，高齢者を含めた社会人学生の参加を通じて大きく変更・工夫されるであろう．

大学では，既に聴講生・研究生制度や別科・専攻科，夜間制・通信制・昼夜開講制，大学公開講座など，かなりの方途が講じられており，また，社会人学生を受け入れる努力が一部の大学の学部や大学院でなされている．生涯教育の観点から大学教育の機能をより積極的に高齢者を含む社会人に開放し，多くの人生経験豊かな，労働経験豊かな人々が必要に応じて大学

に入学できるようにする必要がある．また，大学は社会とのつながりをより深め，社会の優れた人材を教員や研究員等として迎え入れることが必要である．大学は，従来は人生の比較的早い時期である高等学校修了者を主に受け入れの対象としてきたが，今や，大学が持つ施設・教職員などハードもソフトも開放する必要がある．さらには，社会の優れた成人人材を教育に生かせる方策が必要である．

経済の発展・科学技術に高度化など社会環境の変化が進んでいる．人々が求める豊かさは，物質的・精神的・健康的と広範になってきている．このような広範な豊かさを実現することが，人々の能力を向上させ，社会全体を活性化させるのである．また，政治・経済・文化など社会のあらゆる領域のグローバル化が進んでいる．私たちに異なる歴史や文化を持った人々との共生と相互依存が要求されている．人々が社会の変化に対応し，その知識や技能を変革していくことが，人々の生きてゆく能力を高めることとなるから，大学はこれら人々が，自らの資質を向上させるための学習機会の平等な提供を行わなければならない．人類が有限な資源の中で，浪費型社会を脱し資源を循環的に利用すること，持続可能な社会を創っていくことが時代の要請であるように，人々がもつ知識や技術が水平的にも，垂直的にも伝授され学習される，人類の資産である「知」が上の世代から下の世代へと循環的に学習されていく事を大学は提供しなければならない．生涯学習の機会が，その内容によっては市場では提供されにくい場合，そのような地域住民の生活や問題解決的な課題に対しては，地域に存在する教育機関である大学は，行政も含めた地域住民に，その学習機会を提供しなければならない．これら学習機会の提供は，人々が自らの課題を見つけ，それを解決できる教育にアプローチしていくことが本来であり，その学習の需要と教育の供給が，大学という教育機関によって，効率的にマッチング（均衡）されることが理想である．個人の能力を開発するための学習の機会も，その学習の成果が本人のみならず，社会の豊かさへ貢献する．当

然，個人の能力を高めるキャリアアップのための学習機会の提供であっても，それらは広く提供されることが望ましい．大学は学習機会を提供し，充実させるだけでなく，その成果が社会や生き方において，有用なものになるようにしなければならない．それは，社会への新たな大学の貢献と知の還元となるのである．

事例

①　熊本大学

社会連携活動，地域連携の一環として生涯学習の提供が行われている．
公開講座：

幅広い年代の方に楽しみながらご利用いただける講座や，スキルアップやキャリアアップに役立つ講座など

定員は 30 人から 20 人，受講料は 8700 円，開講日数は 1 ～ 2 日（全日）
授業公開：

市民の方が大学の授業を学生とともに受講する講座，各学部および大学院，教養教育実施機構が開講している正規の授業を開放

授業の難易度を提示して，教養教育科目・学部専門科目・大学院科目が公開されている．定員は 3 名から 5 名，授業料 7200 円から 15900 円，開講日数は一般学生と同じである．

大学視察における，一般学生との懇談では，本学のように社会人学生と一般学生との目的を共有した交流はなく，「頑張っている社会人が講義に出席しているなあ……」という反応である．ただ，社会人学生の受講態度はかなりの刺激となっており，一緒にグループワークが行えるような授業があればという意見があった．

②　琉球大学

地域連携推進の一環として，社会連携・生涯学習が提供されている．
公開講座：

専門的な知識や技術を身につける機会として，また，親子のふれあいの時間としての公開講座

専門コース：12 講座，定員は 40 人から 12 人，受講料は無料から 10000 円，開講日数は 1 回～ 10 回

一般コース：19 講座，定員 10 人から 100 人，受講料は無料から 10000 円，開講日数は 1 日～半期

公開授業：

地域の方々のより体系的な学習を求めるニーズに応えるため，大学の学生に対して開講されている正規の授業の一部を広く地域社会に公開するものである．

前期・後期の延べで 79 講座，学部・大学院科目にわたっており，定員は 10 名以内，受講料は 1 科目半期 4600 円であるが，何科目受講しても半期 6600 円，通年 9100 の定額料金制をとっている．

③ **徳島大学**

社会貢献・国際交流の一環として，大学開放・生涯学習が提供されている．一般市民や職業人を対象として，趣味や教養の講座，専門的知識や技能の習得のための大学公開講座と，一般の学生と一緒に同じ教室で受講する「公開授業」とがある．

公開講座：67 講座，定員 8 名から 100 名，受講料は 2000 円から 23000 円，開講期間は 3 日～ 23 日

公開授業：6 講座，定員 5 名程度，開講期間は一般学生に同じ

平成 17 年度より地域の社会人を活用して体験を取り入れた共創型授業を実施している．この授業では，学生の側から出た意見を中心に，社会人を交えて討論する形で展開している．結果，様々な項目において教員とは違った視点からの意見を学生から引き出す役割を社会人が担っていることがわかった．

④　立教大学（立教セカンドステージ大学）

50 歳以上のシニアのために，人文学的教養の修得を基礎とし，「学び直し」と「再チャレンジ」をサポートする新たな学びの場として提供されている．

募集人員：本 科（ 1 年）：70 名

出願資格：

①　4 月 1 日現在　満 50 歳以上の者．

②　高等学校を卒業した者．もしくはそれと同の力有する者．

選考料　10000 円　　登録料　100000 円　　受講料　300000 円

1 科目が半年で終了する前期・後期制．半期 1 科目を 2 単位とし，修了するには，必修科目 8 単位（ゼミナール・修了論文含む）と，選択科目 10 単位以上，合計 18 単位以上の修得が必要．

カリキュラム：

①　エイジング社会の教養科目群

②　コミュニティデザインとビジネス科目群

③　セカンドステージ設計科目群

④　ゼミナール・修了論文

これらのうちから「必修科目」と「選択科目」を履修する．また，全学共通カリキュラム科目（総合教育科目）（約 300 コマにも上る立教大学の全学部学生を対象に開講される科目）を一定の条件で履修できる．

修了者は文部科学省が定めた学校教育法 105 条の規定に基づく「履修証明書」が交付される．

⑤　清泉女学院大学（地域連携センター）

地域連携の一環として，大学の知的財産の開放・学生の地域活動を推進し，地域社会と新たなパートナーシップを構築することを目標に開講されている．

公開講座：自由に参加できる講座として，大学の教授を主に知を広く公開

受講資格：年齢性別不問　受 講 料：有料
授業開放：学生向けの正規授業を地域に開放
年齢性別不問・先着順・1講座 10,000 円
出張講座：地域の多様なニーズに対応して，教員が出向いて授業を行う．
料金：10,000 円（交通費等をいただく場合がる）
その他

高齢者が生涯学習に取り組む加古川市にある兵庫県いなみ野学園と近くの兵庫大学・同短期大学部は連携協定を結んだ．学園生は大学の施設が利用でき，大学生にとっては世代間交流の機会が増える．①公開講座の優先的受け入れ，②有料資格講座の受講，③履修生制度・研究制度の入学検定料免除，④社会人入学制度の入学金免除，授業料に対する半額相当の奨学金給付などが主な内容である．

Ⅲ　大学内世代間交流

教育と学習は相互に補完的であり，学生は教師から，教師は学生から，社会は学校から，学校は社会から，若者は高齢者から，高齢者は若者から相互に学ぶものであり，学ぶべきものである．教育を施すものは，教育を享受するものであり，教育を享受するものは，教育を施すものであるべきである．

教育をうけ，学習を行いたいと願うのは，若年期だけのものではなく，生涯にわたるものである．近年，高等学校を卒業して大学へ進学する若者の率は，およそ50％である．今後，本格的な高齢期に入り，自らの人生をゆっくりと見つめなおす事のできる団塊の世代の4年生大学への進学率は約2割（2001 年兵庫県長寿社会研究所調査）で，男女別にみるならば男の35％と女の 8.7％であった．この世代の女性が大学を出たと言えば短大卒（17.9％）である．人々は老後において，地域社会の抱える問題の解決に

寄与するため，また，人生の次なるキャリアまたは人生の仕上げとして，再度大学・大学院で学ぶ事が可能である．高齢者が若者の集まる大学で学ぶ事によって，近年希薄になっている社会や家庭における世代間の交流が，大学内における異世代の交流を通じて行われ得る．大学における異世代間の交流は，高齢者の知恵を若者の教育と自己の開発につなげ，高齢者・大学・地域社会の協働を促進することができるのである．大学教員・研究者・教育設備・人類の知恵である膨大な書籍など，多くの社会的資源を占有する大学という機関には，日々多くの若者が通っており，その地域を通過していく．しかし，積極的にその地域と関わっているわけではない．大学も社会人学生や聴講生を受け入れ，図書館などを地域市民に開放しているが，積極的に世代間の交流を進めているわけではない．大学は地域住民，特に学びや学習をもって，地域社会の問題解決や再度の人生設計を行おうとする，高齢者の教育に対するニーズを把握し提供する必要がある．その提供の中で，積極的に高齢者の知恵と活力を活かして若者の教育と自己開発に生かし，地域社会に高齢者・大学・学生が貢献するには，多くの若者が集まる大学が立地する学区・コミュニティでなければ出来ない．大学に地域市民のための公開講座や開放授業を設置しているところは多い．また，地域住民を補助的教員として学生との交流を図っている大学はある．大学が積極的に学習・自己表現しようとする高齢者で構成される社会人学生演習クラス（社会人ゼミ）を開設し，現役学生とともに学習・討論を行い，合宿などを通じて大学内世代間交流を行うことが，これからの社会への貢献と使命である．日々若者が集まる地域社会に立地する大学は，すでに多くの社会的資源を占有している．当然大学へ通う大学生を教育するのに必要な設備・教職員など教育的資源は十分に用意されている．行政や地域社会による，高齢社会人へ生涯学習を提供するための，ハード・ソフトへの新たな投資に比べるなら，既存の大学の持つ社会的資源を利用する事の方が効率的である．

経済学部における試行

本学経済学部では，すでに社会人演習講座（社会人ゼミ）を３年にわたって試行してきており，高齢社会人の知恵と活力を，大学内世代間交流を通じて，若者の自己開発・教育開発効果に活かせるという，手ごたえを得ている．さらには，高齢者に生涯学習を提供している NPO 法人大阪府北部コミュニティカレッジとの協働，若者のキャリアアップ・企業家育成プログラム開発を行っている，NPO 法人素材探検隊との協働が初期的段階であるが始まっている．社会人演習講座（社会人ゼミ）を開設して，高齢社会人学生に生涯学習の機会を提供することにより，一般学生が父親や母親より高齢である社会人や社会経験を持ち，さらなる学習意欲を持った社会人学生と勉学を共にすることは，大きな刺激となり，一般学生の勉学・研究・将来設計など自身の未来に関心を持たせ，自己開発につながることとなる．社会人学生に対する生涯学習の提供を通じた大学内における世代間交流を行うことで，一般学生の自己開発効果と教育開発の成果が生まれている．これらの成果と効果を実現するには，多くの大学で行われている公開講座や開放授業などのように単純な・単なる生涯学習の提供であってはならな

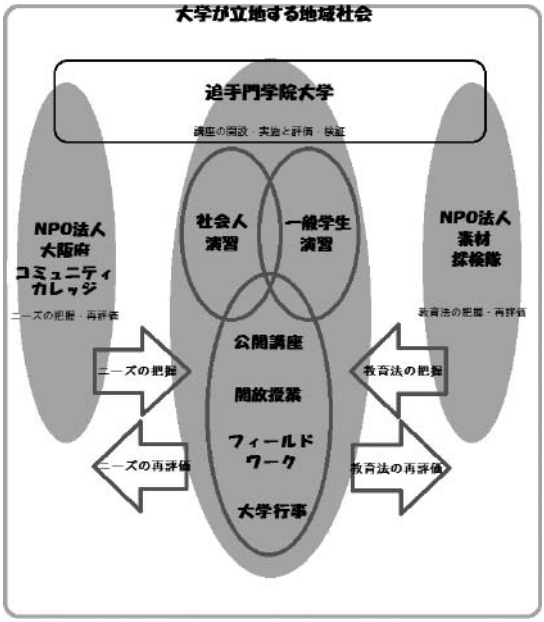

い．すなわち，一般学生が，研究・卒業論文を完成させる目的をもって，日々の講義に出席しているように，社会人学生も同じ目的をもって，公開講座や開放授業に参加する必要がある．生涯学習の提供は，一般市民が興味を持つ，または，現代社会における時事問題を解説するなど，多くの市民を動員することのできるような講座を設計し，開催することではない．また，学生たちが日々学習している授業（一般の講義）を少人数の社会人に開放がするだけのものであってはならない．社会人学生と一般学生との，個々人の間における世代間交流や目的の共用だけでも，成果や効果は低いものと考えられる．そこには，社会人学生と一般学生の世代の異なった状況を考慮した交流と目的の共有がなければならない．すなわち，社会経験の大きい・小さいの違い，今日までの生き様や人生の成果を論文や報告に求めようとすることと，これからの人生の糧として，論文や研究報告を書こうとすることの違いに配慮した，世代間交流と目的の達成を確認しておかなければならない．経済学部では，社会人学生に対する生涯学習の提供を通じた大学内における世代間交流を行い，その交流から生まれる一般学生の自己開発効果と，それに続く教育開発の成果に期待して，一昨年度 9 名，昨年度 13 名，本年度 20 名の社会人演習クラス（社会人ゼミ）を試行的に開講している．この試行では，大学の地域貢献の一環として生涯学習の機会を提供することにより，一般学生の学習意欲の向上や社会的見識の熟成など教育開発の効果に期待している．具体的には，公開講座，授業公開，演習講座の開講などを通じた，一般学生とともに学習する場の提供であり，社会人学生と一般学生が，研究・卒業論文を完成させるという共有の目的をもって学習・研究における交流を行う場の提供である．社会人学生のニーズの把握は，高齢者・社会人の知恵と活力を活かして活動を行っている NPO 法人大阪府北部コミュニティカレッジと，一般学生の学習意欲の向上，社会的見識の熟成など教育開発の効果の把握は，若者のキャリアアップ・企業家育成プログラム開発を行っている，NPO 法人素材探検隊

と行った.

さらには，社会人演習講座（社会人ゼミ）の提供によって，高齢期における「人間関係の喪失」への対応に生かそうとするのである．すなわち，単年または数年単位の地域高齢社会人と一般学生の大学内世代間交流を通じた相互の学術的研究が，高齢社会人の新たな生きがいとなり，高齢期に訪れるであろう喪失を埋め合わせ，若者だけの世界で生活を送っている，一般大学生の人生と将来を豊かなものにするのである．

おわりに

幼年期から青年期にかけては，社会や人生で有用な知識を身につけ，その知識をもとに，物事を判断し・創造する力を蓄える時期である．壮年期は，まさに，青年期に身に付けた知識と判断力，そして創造力を生かして，社会や人生の諸課題を解決していく時期である．さらに，老年期は，活力は衰えているものの，多くの社会や人生における経験と知識を豊富に持ち，これらを分析・整理し，社会に還元することのできる時期である．それは，また，老年期の生きがいともなるのである．日本国憲法第 26 条の前半が言うように，人々は人生のそれぞれの時期，すなわち，知識・判断力・創造力を蓄える青年期，知識・判断力・創造力を駆使して課題を解決する壮年期，そして，これまでに培ってきた経験と知識を整理し還元する老年期，すべての時期に教育の支援を必要としているのであり，その権利を持っているのである．大学教育は，これらの要請にこたえるべく，教育システムを用意し，そのシステムを相互的・複合的・相乗的に運用し提供する責務を負っているのである．

参考文献

1．ユネスコ教育開発国際委員会「未来の学習（Learning to be）」第一法規出版

昭和 51 年
2．ユネスコ 21 世紀教育国際委員会「学習:秘められた宝」株式会社ぎょうせい 1997 年
3．OECD 編「生涯学習政策―リカレント教育・代償教育政策」株式会社ぎょうせい 昭和 49 年
4．ＵＮＥＳＣＯ *Learning*： *the Treasure Within* 1996 年
5．ＵＮＥＳＣＯ *Learning to be ～ The world of education today and tomorrow* 1972 年
6．中央教育審議会「生涯教育について」第 26 回答申 昭和 56 年
7．中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について(答申)」平成 20 年
8．中央教育審議会「教育振興基本計画「教育立国」の実現に向けて（答申)」平成 20 年
9．中央教育審議会「第 2 期教育振興基本計画について（答申)」平成 25 年
10. 国立教育政策研究所「国連持続可能な開発のための教育の 10 年中間年レビュー」2010 年
11. 教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号：最終改正平成 18 年法律第 120 号）
12. ドナルド・ケネディ「大学の責務」東信堂 2008 年
13. 須藤八千代他「女性たちの大学院」生活書院 2009 年
14. 三輪健二「生涯学習の理論と実践」日本放送出版協会 2010 年
15. 東海高等教育研究所「大学を変える」大学教育出版 2010 年
16. 堀薫夫「生涯発達と生涯学習」ミネルヴァ書房 2010 年
17. 黒沢惟昭「生涯学習論の磁場」社会評論社 2011 年
18. 宮崎冴子「社会教育・生涯学習」文化書房博文社 2011 年
19. 遠藤克弥「地域教育論」川島書店 2011 年
20. 鈴木眞理「生涯学習の基礎」学文社 2011 年
21. 李義昭「社会人学生演習講座（社会人ゼミ）～追大型生涯学習講座～」『学習支援・教育開発センター年報第 2 号』2012 年 3 月

（2013 年 11 月 29 日受理）